

## 夢洲 IR・カジノ市民学習会

2月3日午後、「どうなる？夢洲・カジノ みんなで考える市民学習会」が開かれた。大阪地裁で係争中の「夢洲 IR 差し止め訴訟」で、被告の大阪市から実施協定書・立地協定書・事業用定期借地権設定契約書などの重要文書の全文が公開された。これらのお大阪府・市と大阪 IR 株式会社(SPC)との契約文書について、その核心部分を読み説く学習会である。参加者には 22 ページにわたる資料が配布されたが、想定を大幅に超える参加があり、資料が足りなくなるほどであった。まず住民訴訟原告の幸田泉さんが、契約締結の経緯を説明した。次いで私、元大阪日日新聞記者の木下功さん、みをつくし総研代表取締役の川嶋広稔さん、住民訴訟原告側弁護士・荒木普之介さんの順に、「解除権」と IR 工事などについて問題提起した。ここでは私の問題提起のポイントを紹介する。

京阪ホールディングスの加藤好文会長の「解除権の延長で、のどに刺さった小骨が中骨になった感覚だ」という発言を紹介して、SPC が 2026 年 9 月まで違約金なしで事業から撤退できることを実施協定 99 条 2 の規定から説明した。SPC が税務上の取扱い、カジノ管理委員会規則、資金調達、開発など 7 条件のいずれかが成就していないと判断すれば、解除できるものである。こんな事業者にも有利で、何とでもなる規定が SSPC の強い要求で契約書に盛り込まれたことを批判した。SPC への土地引渡しの際は、解除権が失効するが、公正証書 5 条によると、工区ごとに引渡しを受けることができる。これまで土地引渡しは一括して行われると考えていたが、工区ごとにも可能と明記されており、解除権の失効はいつになるのか。

二つ目の論点として、IR 用地の液状化対策工事と「同一施工主体による一貫施工」について述べた。昨年 12 月 4 日から液状化対策工事が始まった。翌 5 日の読売新聞朝刊は「大阪 IR 整備着手」と大きなタイトルの記事を掲載した。国内初の IR 整備の実質的な着手としているが、事業の「白紙撤回」の可能性はなお残されていると伝える。

液状化対策工事の施工業者は竹中工務店・竹中土木共同企業体と大林組である。土地改良事業に関する協定書 3 条には「本件土地課題対策工事が公共工事に準ずるものとして実施される」と書かれている。公共工事に準ずるものとは何なのか、SPC が事実上の施工主体なのでないか。市有財産使用貸借契約書 1 条には、大阪市は本件土地を SPC に無償にて使用させるとしている。この無償の根拠は、大阪市が液状化対策に約 255 億円の債務負担行為をすることなのか。工事の実施主体とともに、無償貸与についても明確にさせる必要がある。先にレポートしたように、2022 年 7 月の住民監査請求「通知」に土地課題対策と IR について、監査委員の一人から重要な「付言」がなされている。大阪市は「同一施工主体による一貫施工」を主張しているが、土地課題対策工事は大阪府が直接実施するのが原則であるとしている。

多くのことを学んだ市民学習会については、またレポートしていきたい。

(2024年2月5日)